

第4表 障害者雇用状況の推移

区分 年度	企業数	法定常用 労働者数	障害者数		雇用率	雇用率 達成 事業所	達成 事業所 の比率
				うち身体 障害者			
元	420	72,979	1,239	1,137	1.70	263	62.6
2	438	76,333	1,273	1,144	1.67	272	62.1
3	439	77,571	1,277	1,153	1.65	261	59.5
4	438	79,058	1,321	1,192	1.67	263	60.0
5	436	79,249	1,319	1,176	1.66	257	58.9
6	447	78,725	1,396	1,192	1.77	266	59.5
7	437	77,084	1,421	1,155	1.84	270	61.8
8	439	78,054	1,414	1,134	1.81	261	59.5
9	462	80,966	1,435	1,163	1.77	267	57.8
10	446	80,622	1,398	1,113	1.73	253	56.7
11	489	81,682	1,471	1,141	1.80	243	49.7
12	492	81,443	1,489	1,109	1.83	247	50.2
13	482	80,970	1,513	1,110	1.87	245	50.8
14	473	78,719	1,461	1,044	1.86	234	49.5
15	460	75,931	1,433	1,005	1.89	232	50.4
16	495	81,595	1,470	1,047	1.80	250	50.5
17	501	83,091	1,523	1,067	1.83	256	51.1
18	523	85,915	1,637	1,118	1.91	271	51.8
19	549	89,815	1,761.5	1,184	1.96	282	51.4
20	548	90,342	1,824.5	1,219	2.02	294	53.6
21	548	89,056	2,000.5	1,267	2.25	306	55.8
22	537	88,313	1,988.5	1,223	2.25	295	54.9
23	568	96,947	2,127.0	1,308	2.19	313	55.1
24	559	97,770.5	2,218.5	1,361	2.27	311	55.6
25	636	102,185.5	2,316.5	1,454.5	2.27	326	51.3
26	645	103,026.5	2,325.5	1,466.0	2.26	345	53.5

(注) 1 法定雇用率は、①昭和35年から42年まで現場的事業所1.1%、事務的事業所1.3%、
②昭和43年から50年まで1.3%、③昭和51年から62年まで1.5%、④昭和63年から平成10年まで1.6%、⑤平成10年7月から1.8%、⑥平成25年4月から2.0%
に定められた。

2 法定常用労働者数とは、常用労働者数から、業種ごとに定められている除外率により控除を行った後の常用労働者数である。また、平成23年からは短時間労働者（20時間以上30時間未満）を0.5人で算定している。

3. 障害者数は、次に掲げる者の合計である。

昭和63年～平成4年⇒身体障害者（重度はダブルカウント）、知的障害者
平成5年～平成17年⇒身体障害者（重度はダブルカウント）、知的障害者（重度はダブルカウント）、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年～⇒身体障害者（重度はダブルカウント）、知的障害者（重度はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

平成23年～⇒身体障害者、短時間重度身体障害者、知的障害者、短時間重度知的障害者、精神障害者は1カウント

重度身体障害者、重度知的障害者はダブルカウント

短時間身体障害者、短時間知的障害者、短時間精神障害者は0.5カウント